

ソウル特別市公示第2020-355号

# 新型コロナウイルスの防疫強化の為のマスク着用義務化行政命令

新型コロナウイルス拡散遮断及び防疫強化の為の「感染症予防及び管理に関する法律」により、下記のようにソウル特別市内でマスク着用義務化行政を命令施行します。

2020年8月23日

ソウル特別市長権限代行

1. 処分当事者：ソウル特別市全地域居住者及び訪問者
2. 処分内容

—室内\*室外\*\*でマスクを着用する事

※ 但し日常的に私生活や食事をする時等、不可避的な場合は除外

\*室内：バス、地下鉄、船舶、航空機、その他車両等の運送手段、建築物及び四方が区切られ外部と分離されている全ての構造物

\*\*室外：集会、公演等、多くの人が集まり接触したり接触する危険がある場合

3. 処分根拠

- 「感染症予防及び管理に関する法律」第49条第1項第2号
- 「感染症予防及び管理に関する法律」第49条第1項第2の4号

4. 処分事由：首都圏内新型コロナウイルスの拡散事例の急激な増加による、全国的に拡散する憂慮が格段に上昇する事により、常時マスク着用義務化行政命令を通し個人防疫を強化し拡散を遮断する事にある。
5. 処分期間：2020.8.24(月)~ソーシャルディスタンス2段階解除時  
※過怠料違法事項の場合啓導期間：~2020.10.12.
6. 処分の効力発生日：2020.8.24.(月) 0時から
7. 処分書の交付要請：処分当事者は「行政手続法」第24条1項による処分書の交付を要請する事が出来ます。
8. この処分について不服があるか異議がある場合には、この処分の効力が発生した日から90日以内に「行政審判法」第23条1項により中央行政審判委員会に行政審判を請求する事ができ、「行政訴訟法」第9条による所在地管轄行政法院に取消訴訟を提議する事ができます。
9. この処分に違反した者は「感染症予防及び管理に関する法律」第33条第4項により10万ウォン以下の過怠料が賦課される事があり(但し、過怠料の場合2020年10月12日まで啓導期間)、違反で発生した全ての感染関連検査、調査、治療等、防疫費用が求償請求される事があります。
10. 処分担当者：ソウル特別市市民健康局長。終。